

香川県就農支援資金貸付金貸付等要領

(制 定 平成 7 年 3 月 16 日 6 改 B 第 242 号)
(一部改正 平成 10 年 10 月 16 日 10 改 B 第 197 号)
(一部改正 平成 12 年 12 月 21 日 12 農経 B 第 383 号)
(一部改正 平成 16 年 12 月 1 日 16 農経第 41794 号)
(一部改正 平成 17 年 1 月 12 日 16 農経第 51755 号)
(一部改正 平成 17 年 4 月 26 日 17 農経第 6816 号)
(一部改正 平成 17 年 11 月 15 日 17 農経第 42210 号)
(一部改正 平成 19 年 3 月 22 日 18 農経第 58396 号)
(一部改正 平成 20 年 3 月 26 日 19 農経第 55215 号)
(一部改正 平成 21 年 4 月 30 日 21 農経第 7344 号)
(一部改正 平成 23 年 6 月 13 日 23 農経第 16256 号)
(一部改正 平成 26 年 4 月 18 日 26 農経第 4287 号)

第 1 県は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定による県の貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付け等に関しては、法令、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について」の廃止について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3699 号農林水産事務次官通知）による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について（平成 7 年 2 月 15 日付け 7 農蚕第 948 号農林水産事務次官通知）並びに「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」等の廃止について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3700 号農林水産省経営局長通知）による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について（平成 7 年 2 月 15 日付け 7 農蚕第 949 号農林水産省農蚕園芸局長通知）及び就農支援資金国の貸付金貸付等要領（平成 7 年 2 月 15 日付け 7 農蚕第 989 号農林水産省農蚕園芸局長通知）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 県貸付金の貸付手続

1 貸付申請

県貸付金の貸付けを受けようとする香川県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）及び法第 17 条第 1 項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）は、知事の定める時期までに、知事に貸付申請書（別記様式第 1 号）を提出するものとする。

この場合において、融資機関にあつては、法第 4 条第 4 項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）から提出のあつた就農支援資金貸付申請書（別記様式第 14 号）の写しを添付するものとする。

2 貸付決定の通知

知事は、貸付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等を行い、当該申請に係る貸付金の交付が、法令等に違反していないかどうか、事業の目的及び内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、貸付けすべきものと認めるときは遅滞なく、センター又は融資機関に対して、別記様式第 2 号により貸付決定を行うものとする。

3 県貸付金の支払請求

センター及び融資機関は、2 の貸付決定に基づき県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に貸付金支払請求書（別記様式第 3 号）を提出するものとする。

この場合において、センターにあっては、支払請求と併せて貸付実行資金計画（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

4 県貸付金の交付

県貸付金の交付は、3に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、センター及び融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、貸付金借用証書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

第3 貸付条件等

1 県貸付金の利率、償還期間、償還方法等

(1) 県貸付金の利率は、無利子とする。

(2) 償還期間は、センターに貸し付ける場合にあつては21年（10年以内の据置期間を含む。）以内とし、融資機関に貸し付ける場合にあつては12年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）の対象者に対する貸付けについては、センターに貸し付ける場合にあつては24年（13年以内の据置期間を含む。）以内とし、融資機関に貸し付ける場合にあつては15年（8年以内の据置期間を含む。）以内とする。（ただし、平成25年3月31日までの間に貸し付けるものに限る）。

(3) 償還方法は、均等半年賦の方法によるものとする。

(4) 償還日は、事務の合理化の観点から、毎年度、5月20日及び11月20日とする。

ただし、約定償還日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日その他の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日をもってこれに充てる。

(5) 融資機関に貸し付ける場合の（1）から（4）までの貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として認定就農者に貸し付ける就農支援資金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそれぞれ同一条件とする。

2 繰上償還

(1) センター及び融資機関が、県貸付金の繰上償還を行う場合は、30日前までに、別記様式第6号によりその旨知事に通知するものとする。

(2) 繰上償還を行う場合の償還日は、事務の合理化の観点から極力毎年度5月20日及び11月20日とする。ただし、融資機関にあつては、次のア及びイに掲げる場合には、就農支援資金に係る償還金又は一時償還金の受領後、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 認定就農者が、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたことにより繰上償還を行い、融資機関が、当該繰上償還に係る償還金を受領した場合

イ 第4の2の（13）の規定による一時償還金を受領した場合

3 償還方法の変更

(1) 融資機関は、就農支援資金について、認定就農者に対する償還方法の変更を行う場合（第4の（10）及び（11）に係るものを除く。）には、当該県貸付金の県への償還金について償還方法の変更の申請を、別記様式第7号により知事に対して行うことができるものとする。

(2) 償還方法の変更の承認

知事は、（1）による申請を受けた場合には、これを審査し、償還方法を変更することが適当と認めるときは、速やかに、別記様式第8号により償還方法の変更を承認するものとする。

4 他の使途の禁止

センター及び融資機関は、法令その他の規定に違反して、県貸付金を他の使途に使用してはならない。

5 貸付条件違反による一時償還

(1) センター及び融資機関は、次のアからウまでの一に掲げる場合において知事が償還期間の満了前に当該県貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。

ア 4、6、8、10、11及び12の規定に違反した場合

イ 正当な理由なく県貸付金の償還を怠った場合（ただし、認定就農者又は法第4条第4項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、融資機関又はセンターが、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）

ウ その他誠実に認定就農者又は認定農業者への資金の貸付けを行わない場合

(2) センター及び融資機関は、(1)（イを除く。）の規定により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該県貸付金の総額（センター及び融資機関が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項の規定に準じて算出した金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

この場合、知事は、センター又は融資機関に対し、第2の2の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 延滞金

センター及び融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞違約金を県に納付しなければならない。

ただし、融資機関にあつては、認定就農者による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなかった場合には、融資機関が償還すべき期日の翌日から認定就農者による就農支援資金の償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

7 償還の猶予

(1) 償還の猶予の申請

ア センターは、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、知事の認可を受けた就農支援資金貸付業務規程の定めるところにより認定就農者又は認定農業者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、別記様式第9号により知事に対して行うことができるものとする。

イ 融資機関は、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、認定就農者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、別記様式第9号により知事に対して行うことができるものとする。

(2) 償還の猶予の決定

知事は、(1)のア又はイによる申請を受けた場合には、これを審査し、猶予することが適当と認めるときは、速やかに、別記様式第10号により償還の猶予の決定を行うものとする。

8 県からの指示

センター及び融資機関は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、

その指示に従わなければならない。

- (1) 就農支援資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 就農支援資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

9 貸付事業遂行状況報告

センターは、県貸付金の交付を受けた年度の9月30日現在における貸付業務遂行状況報告書を、別記様式第11号により翌月の15日までに知事に提出するものとする。

また、センターは、第2の3の支払請求と併せて貸付事業遂行状況を報告することができるものとする。

10 実績報告

- (1) センター及び融資機関は、就農支援資金の貸付けの業務を行ったときは、センターにあっては、当該年度の翌年度の5月30日までに、融資機関にあっては、認定就農者からの就農施設等資金借受事業実施報告書（別記様式第21号）の受理後速やかに、就農支援資金貸付業務実績報告書（別記様式第12号及び13号）を知事に提出するとともに、その写しを当該認定就農者を指導する農業改良普及センター所長（以下「普及所長」という。）に提出しなければならない。

なお、県が法第18条第1項に規定する貸付事業を行わない場合でも、センターが就農支援資金の貸付けの業務を行ったときは、センターは上記と同様に実績報告書を提出するものとする。

- (2) (1)の実績が、県貸付金の貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、センター及び融資機関はその指示に従わなければならない。

11 帳簿書類の調査

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、センター及び融資機関は、これに応じなければならない。

12 認定就農者から徴収した違約金の納付義務

融資機関は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、認定就農者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

また、第4の2の(14)の規定により計算される違約金のうち、認定就農者が無資力その他の事由により、融資機関が徴収できなかったものについては、県は融資機関に対し請求しないものとする。

第4 認定就農者又は認定農業者に対する貸付けの方法

センター及び融資機関は、県貸付金を財源として認定就農者又は認定農業者に対する就農支援資金の貸付けを行う場合には、次の方法により行うものとする。

1 センターによる貸付けの方法

センターにあっては、法第12条第1項の規定に基づき、知事による認可を受けた就農支援資金貸付業務規程に従って、認定就農者又は認定農業者に対する貸付けを行うものとする。

2 融資機関による貸付けの方法

(1) 就農支援資金の貸付条件

ア 就農支援資金の利率は、無利子とする。

イ 就農支援資金の償還期間は、12年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。なお、東日本大震災特財法の対象者については、15年（8年以内の据置期間を含む。）以内とする（ただし、平成25年3月31日までの間に貸し付けるものに限る）。

ウ 就農支援資金の償還方法は、均等半年賦の方法によるものとする。

エ 就農支援資金の償還期日は、事務の合理化の観点から、毎年度、5月20日及び11月20日とする。

(2) 連帯保証人等

融資機関は、就農支援資金の貸付けに当たっては、認定就農者から連帯保証人若しくは担保を徴求し、又は認定就農者に対し農業信用基金協会の債務保証を受けさせるものとする。特に、申請者が未成年者であるときは、親権者又は後見人を連帯債務者とするものとする。

(3) 貸付けの申請

融資機関は、就農支援資金の貸付けの申請を就農支援資金貸付申請書（別記様式第14号）に次の書類を添えて行わせるものとする。この場合、融資機関は、農業信用基金協会の債務保証に付する必要があると認める認定就農者に対し、就農支援資金貸付申請書と併せて、債務保証委託申込書を提出させるものとする。

また、融資機関は、当該貸付申請を受けたときは、当該貸付申請に係る書類の審査等を行い、事業の目的及び内容が適切かどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、貸付けを行うべきものと認めたときは、知事に対し県貸付金に係る貸付申請書を提出するものとする。

ア 事業計画書（別記様式第15号）

イ 就農計画認定通知書及び認定就農計画の写し

ウ 親権者又は後見人の同意書（申請者が未成年である場合に限る。）

（別記様式第16号）

エ 資金利用計画承認通知書及び資金利用計画の写し

オ 県税及び個人住民税の完納証明書

カ 特別徴収の実施確認書（申請者が給与支払者で所得税の源泉徴収義務者である場合に限る。）

キ その他融資機関が必要と認める書類

ク 東日本大震災特財法の対象者については、被害を受けたことを証明する書類を添付する。なお、認定就農計画に損害を受けたことを証明する書類が添付されている場合は、この限りではない。

(4) 貸付けの決定

融資機関は、第2の2により知事から県貸付金に係る貸付決定の通知を受けたときは、速やかに、認定就農者に対し別記様式第17号により貸付決定の通知を行うものとする。

(5) 貸付契約の締結

融資機関は、認定就農者との貸付契約の締結を、就農支援資金借用証書（別記様式第18号）により行うものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

併せて、融資機関は、農業信用基金協会の債務保証に付する認定就農者に対し、農業信用基金協会に債務保証委託証書を提出させるものとする。

(6) 貸付決定の取消し

融資機関は、貸付決定後、長期にわたり貸付契約の見込みがない場合には、その貸付決定を取り消すことができ、認定就農者に対しその旨を通知するものとする。

(7) 就農支援資金の交付

融資機関は、就農支援資金貸付金の交付を受けた後、認定就農者に対し、速やかに就農支援資金の交付を行うものとする。

この場合、就農支援資金の交付は、認定就農者からの申請により、認定就農者の指定す

る預金口座への振込みをもって行うものとする。

(8) 事業計画等の変更

融資機関は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、認定就農者が事業計画又は資金計画を変更する場合（就農支援資金を借り受けて行う計画に係る事業費について、20パーセントを超える増減を伴う場合に限る。）には、速やかに、就農支援資金事業計画変更申請書（別記様式第19号）を提出させるものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、資金利用計画の変更の承認を事前に受けさせるものとする。

融資機関は、上記変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業計画又は資金計画を変更することがやむを得ないと判断したときは、就農支援資金事業計画変更承認通知書（別記様式第20号）により、認定就農者に通知するものとする。

なお、事業計画又は資金計画の変更を行った認定就農者について、当初の貸付決定額が変更後の資金計画を上回った場合には、その差額について事業計画又は資金計画の変更の承認後、速やかに繰上償還させるとともに、融資機関は県に対して県貸付金の繰上償還を併せて行うものとする。

(9) 事業完了の報告等

融資機関は、認定就農者に対し、事業完了後30日以内に、就農施設等資金借受事業実施報告書（別記様式第21号）その他事業が適正に完了したことが認められる書類を提出させるものとする。

また、融資機関は、認定就農者の就農施設等資金借受事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められたときは、速やかに、知事に対し第3の10の実績報告を行うとともに、普及所長に対し通知を行うものとする。

(10) 償還金の支払猶予

融資機関は、認定就農者が地方自治法施行令第171条の6に規定する事由により、償還金の支払いが困難であると認められるときは、その支払いを猶予することができるものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、償還期日の40日前までに就農支援資金償還猶予申請書（別記様式第22号）を提出させるとともに、速やかに、知事に対し第3の7の（1）のイの県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還猶予申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の7の（2）の就農支援資金貸付金償還猶予決定通知書を受理したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金償還猶予承認通知書（別記様式第23号）により償還金の支払猶予を承認した旨通知するものとする。

(11) 就農支援資金の繰上償還

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、就農支援資金繰上償還申請書（別記様式第24号）を提出させるものとする。この場合、繰上償還を行う場合の償還日は、事務の合理化の観点から極力、毎年度、5月20日及び11月20日とする。ただし、事業計画、資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたときには、（8）に規定する事業計画等の変更を伴う場合にあつては事業計画等の変更承認後、その他の場合にあつては（9）に規定する事業完了の報告後、速やかに繰上償還を行うものとする。

また、融資機関は、認定就農者の繰上償還を認めた場合には、就農支援資金繰上償還承認通知書（別記様式第25号）により、その旨を借受者に通知するとともに、第3の2により、知事に対し県貸付金の繰上償還を行う旨を通知するものとする。

(12) 就農支援資金の償還方法の変更

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の償還方法を変更しようとする場合（（10）及び（11）に係るものを除く。）には、就農支援資金償還方法変更申請書（別記様式第26

号)を提出させるとともに、速やかに、知事に対し第3の3の県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還方法変更申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の3の就農支援資金貸付金償還方法変更承認通知書を受領したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金償還方法変更承認通知書(別記様式第27号)により償還方法の変更を承認した旨通知するものとする。

(13) 就農支援資金の一時償還

融資機関は、認定就農者が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。また、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、県に対し県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 償還期間中に離農したとき

イ 償還金の支払を怠ったとき

ウ 貸付金を貸付目的以外の用途に使用したとき

エ 借受金を長期にわたり使用しないとき

オ 正当な理由がなく貸付条件に違反したとき

カ 融資機関に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

キ 仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき

ク 租税効果を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき

ケ 融資機関に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき

コ 就農計画等の不実記載があったと認められるとき

サ 借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき(新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る。)

シ その他債権保全上著しい支障があると認められるとき

(14) 違約金

融資機関は、認定就農者が支払期日に償還金又は一時償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴求するものとする。

また、融資機関は、認定就農者が貸付金を貸付目的以外の用途に使用したときは、貸付目的以外に使用された金額につき、認定就農者が一時償還を請求された場合にあっては貸付契約を締結した日から融資機関が一時償還の期限として定めた日までの日数に応じ、認定就農者が一時償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあっては貸付契約を締結した日からその弁済の日までの日数に応じ、年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

(15) 償還金の督促

融資機関は、認定就農者が償還期日を経過した後、なお償還金を支払わない場合には、認定就農者等に対し、文書その他適当と認められる方法で支払いの督促を行うものとする。

(16) 借用証書等の返還

融資機関は、借受者が償還金を完済したときは、速やかに借用証書等を返還するものとする。

(17) 農業信用基金協会の債務保証の取扱い

農業信用基金協会が行う債務保証の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、同協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるもの

とする。

第5 この要領に規定するもののほか必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。